

事務事業名	公害防止対策事業	担当	市民生活部 環境課 環境対策係	
政策名	5 「環境づくり」～安全なまちアップ!～	施策名	29	生活環境の保全
成果指標	名称	単位	2 年度実績	
	河川生活項目水環境基準適合率	%	80.2	
	工場排水基準値適合率	%	99.3	
	工業団地総合排水目標値適合率	%	99.7	
事業概要	<p>河川水、工場ばい煙、環境騒音等の計画的な調査による、汚染・汚濁等の状況の的確な把握や公害関係法令等の遵守を事業者等に指導することにより、良好な生活環境の保全に努める。また、福島第1原子力発電所の事故による影響を調査するため、空間放射線量率を測定し市民に周知する。主に次の調査を実施。</p> <p>(ア) 大気汚染防止対策では、工場ばい煙測定やパトロール監視活動、植物の葉の調査</p> <p>(イ) 水質汚濁防止対策では、河川及び農業用水等の水質調査、河川生物調査、ゴルフ場排水調査、工場排水調査、工業団地総合排水水質調査、産業廃棄物最終処分場排水調査、夜間監視等</p> <p>(ウ) 地下水の保全対策では、地下水概況調査、汚染地区のモニタリング調査</p> <p>(エ) ダイオキシン類対策では、工場排出ガス調査を毎年、工業団地総合排水、河川水、土壌、河川底質調査を隔年実施</p> <p>(オ) 騒音・振動・悪臭防止対策では、環境騒音を14か所、交通振動を1か所で測定し、自動車騒音常時監視面的評価を実施。また工場、産業廃棄物最終処分場の臭気調査を実施</p> <p>(カ) 土壌汚染対策では、河川底質、土壌・玄米調査を実施</p> <p>(キ) 放射線・放射性物質対策として、各公民館分館5か所、市内を2キロメートルメッシュに区切つての46か所での放射線量測定及び地下水中の放射性物質調査を実施。</p>			
2 年度実績・成果・課題	<p>(ア) 大気汚染防止 工場立入調査：3工場5回、年1回 植物調査：グラジオラス25地点植栽し5地点検査、梅の葉5地点検査、年1回 光化学スモッグ、PM2.5注意報等発生対応</p> <p>(イ) 水質汚濁防止 河川水質調査：5河川13地点、月1回等 河川水生生物保全に係る水質環境基準項目調査：5河川5地点、隔年、R元年実施 農業用水調査：9用水13カ所、年2回 河川生物調査：4河川7地点、年2回 ゴルフ場農薬：3ゴルフ場、年1回 工場排水調査：42工場57排水口、年1回 工業団地総合排水調査：5排水口、月1回等 産業廃棄物最終処分場排水調査：2カ所3地点、年2回 夜間監視：工業団地の5排水口、年5回</p> <p>(ウ) 地下水保全・地盤沈下防止 地下水質概況調査：17地点、年1回 地下水質モニタリング調査：22地点、年4回等 井戸水位調査：13地点、月1回</p> <p>(エ) ダイオキシン類対策 工場排出ガス調査：2工場、年1回 工業総合排水調査：4排水口、隔年 河川水調査：4河川、隔年 土壌調査：3地点、隔年R元年実施 河川底質調査：4排水口、隔年R元年実施</p> <p>(オ) 騒音・振動・悪臭防止 環境騒音調査：14地点、年1回 交通振動調査：1地点、年1回 自動車騒音常時監視面的評価：49路線を5年周期で測定 工場臭気測定：排出口2工場、敷地境界7工場、年1回 産業廃棄物最終処分場臭気測定：2処分場7地点、年2回</p> <p>(カ) 土壌汚染防止 河川底質調査：3河川6地点、年1回 土壌、玄米調査：6地点、年1回 土砂の埋め立て等の適正処理：条例許可件数、申請8件、変更2件</p> <p>(キ) 放射線・放射性物質対策 空間放射線調査(代表地点)：5地点、月1回 空間放射線調査(2kmメッシュ)：48地点、年2回 地下水中の放射性物質調査：4地点、年2回</p>			
今後の方向性と具体策	<p><input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 目的絞込み <input type="checkbox"/> 目的拡充 <input type="checkbox"/> 事業統廃合 <input type="checkbox"/> 事業のやり方改善 <input type="checkbox"/> 予算削減 <input type="checkbox"/> 予算増大 <input type="checkbox"/> 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)</p> <p>【具体的な改善案】</p> <p>良好な生活環境の保全に向け、引き続き、下記事業に取り組んでいく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査データの蓄積により、傾向や現状の把握ができ、測定結果を公表することで市民、事業者等に公害防止を促していく。 ・各種調査の結果、基準値を超過した場合は、事業者等に指導等を行い、公害関係法令等の遵守を促していく。 			